

令和6年度

## 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等

札幌市民共済生活協同組合

# 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等目次

## 【消費生活協同組合法施行規則第209条】

消費生活協同組合法第53条の2第1項の厚生労働省令で定める  
業務及び財産の状況に関する事項は下記の事項とする。

【掲載ページ】

一 組合の概況及び組織に関する事項	
イ 業務運営の組織	1頁
ロ 役員の指名及び役職名	1頁
ハ 事務所の名称及び所在地	1頁
二 組合の主要な業務の内容	2頁
三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	2頁
ロ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益	3頁
（2）経常剰余金又は経常損失金	3頁
（3）当期剰余金又は当期損失金	3頁
（4）出資金及び出資口数	3頁
（5）純資産額	3頁
（6）総資産額	3頁
（7）責任準備金残高	4頁
（8）貸付金残高(該当なし)	
（9）有価証券残高	4頁
（10）特定共済組合にあつては、支払余力比率(該当なし)	
（11）法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	4頁
（12）職員数	4頁
（13）保有契約高又は正味収入共済金の額	5頁
ハ 法第53条の18第1項に規定する共済事業専門組合にあつては、直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第3の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項(該当なし)	
四 責任準備金の残高として別表第4の上欄に掲げる契約年度の別に応じ、同表中欄及び下欄に掲げる責任準備金残高及び予定利率(該当なし)	
五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	6～10頁 11～12頁
ハ 法第50条の12第1項第1号の確認(第3分野共済の共済契約に係るものに限る。)の合理性及び妥当性(該当なし)	
六 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	13～18頁
ロ 貸付金のうち次に掲げるものの学及びその合計額(該当なし)	
（1）破綻先債権(該当なし)	
（2）延滞債権(該当なし)	
（3）3月以上延滞債権(該当なし)	

## ハ 債権

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(該当なし)
- (2) 危険債権(該当なし)
- (3) 要管理債権(該当なし)
- (4) 正常債権(該当なし)

ニ 特定共済組合にあっては、共済金等の支払能力の充実の状況(該当なし)

ホ 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) デリバティブ取引金銭の信託(該当なし)

4頁参照  
13. 14頁参照

ヘ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額(該当なし)

ト 貸付金償却の額(該当なし)

七 事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該組合の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この項及び台211条第4号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容(該当なし)

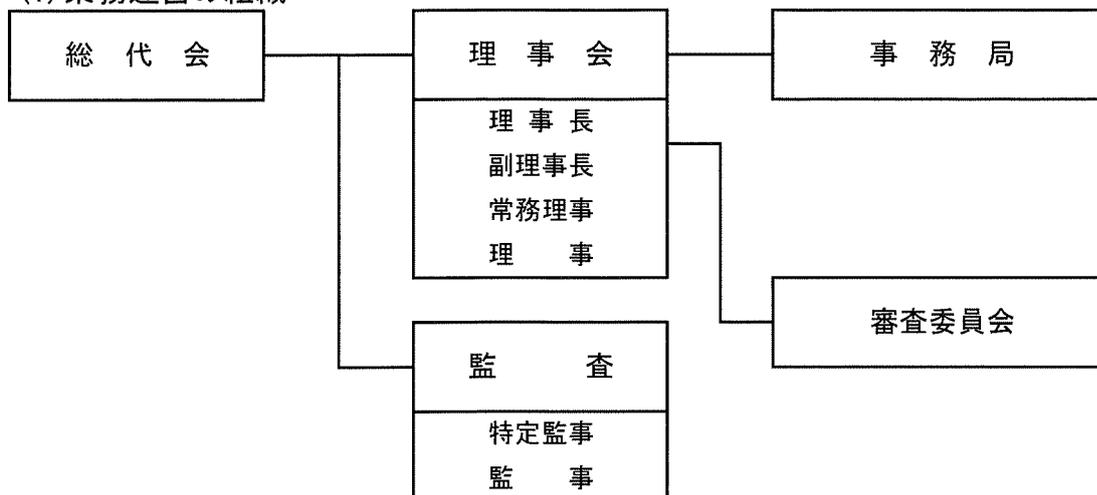
2 法第53条の2第1項に規定する厚生労働省で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。(該当なし)

- 一 共済事業以外の事業の用に供される事務所(該当なし)
- 二 一時的に設置する事務所(該当なし)
- 三 無人の事務所(該当なし)

3 第1項第3号ロ及びハ並びに第6号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。(該当なし)

# 1 組合の概況及び組織に関する事項

## (1) 業務運営の組織



## <総代の状況>

区名	総代定数	区名	総代定数
中央区	10名	清田区	8名
北区	13名	南区	10名
東区	13名	西区	10名
白石区	10名	手稲区	8名
厚別区	7名	市外	6名
豊平区	10名	合計	105名

## (2) 役員の名氏及び役職名

### 役員一覧表

令和6年3月31日現在

役職名	名	備考
理事長	代表理事) 徳増 澄夫	現職 (令和4年6月就任)
副理事長	菊地 裕嗣	(一社) 札幌消防交友会理事長
常任理事	(代表理事) 高瀬 康	現札幌市民共済生活協同組合常務理事
理事	青田 清	中央消防団団長
〃	宇内 光枝	札幌北区防火委員会会長
〃	片桐 政美	元札幌市交通事業管理者
〃	勝木 忠男	豊平消防団団長
〃	木村 和則	西消防団団長
〃	幸田 正己	西消防団団長
〃	竹中 邦博	手稲消防団団長
〃	平馬 昭彦	南消防団団長
〃	萬年 清隆	元札幌市消防局長
〃	山崎 保	清田消防団団長
〃	湯浅 卓也	東消防団団長
特定監事	上田 孝志	(一社) 札幌消防交友会監事
監事	上村 剛	税理士法人五十嵐会計事務所代表社員
〃	越野 泰蔵	白石消防団団長
〃	仲野 勝廣	厚別消防団団長

## (3) 事務所の名称及び所在地

札幌市南区澄川3条3丁目4番5号ジンビル澄川Ⅱ2階

## 2 組合の主要な業務の内容

事業種目	主な事業品目等
共済事業	火災共済
受託事業	全国共済生活協同組合連合会の火災共済
損害保険代理業	火災保険・地震保険・医療保険等の損害保険

## 3 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

### (1) 直近の事業年度における事業の概況

世界的なパンデミックとなったコロナウィルス感染症も、昨年5月に第5類に移行され無事に収束を見たところです。

また、今も世界経済に大きな影響を及ぼしているロシア・ウクライナ戦争やイスラエル・パレスチナ紛争により、原油高を始めとした物価高による経済活動はなおも懸念されるところです。

さて、共済事業概況ですが、契約件数におきましては、昨年度と比較して9%減の6,479件、契約口数は6%減の617,195口でした。その減少の要因としては、自然減(死亡)が主なる要因で、その他として、施設に入居等が挙げられます。

一方、支払共済金では、火災共済分として、昨年度より31%増の約700万円、受託共済分として8.4%増の約437万円といずれも増加傾向にあり、その要因としては、昨年同様に寒波が襲来し市内においても水道管の破裂等により、市民生活に大きな影響が及びました。

また、自然災害見舞金については、昨年度は21件、約123万円であったが、今年度においては、10件、約40万円と減少しています。

この結果、経常収益から経常経費及び特別損失約282万円を引いた税引前剰余金は、約613万円の減となりました。

3 (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>ア 経常収益</b>	86,150,920 円	81,630,860 円	91,525,055 円	80,634,183 円	89,154,829 円
1 共済掛金等収入	43,681,738 円	42,083,855 円	46,925,119 円	42,302,293 円	41,074,642 円
2 共済契約準備金戻入額	22,576,999 円	16,034,827 円	16,714,693 円	18,190,870 円	16,364,348 円
3 資産運用収益	3,483,160 円	2,805,838 円	2,276,021 円	1,724,075 円	1,967,821 円
4 その他経常収益・他	16,409,023 円	20,706,340 円	25,609,222 円	18,416,945 円	29,748,018 円
<b>経常費用</b>	75,220,255 円	73,160,587 円	81,614,330 円	78,390,631 円	92,468,058 円
1 共済金等支払額	6,414,163 円	8,100,104 円	18,147,593 円	12,434,300 円	13,557,744 円
2 共済契約準備金繰入額	16,034,827 円	16,714,693 円	18,190,870 円	16,364,348 円	16,228,786 円
3 事業経費	52,771,265 円	48,345,790 円	45,222,867 円	49,591,983 円	62,681,528 円
4 その他経常費用	0 円	0 円	53,000 円	0 円	0 円
<b>イ 経常剰余金</b>	10,930,655 円	8,470,273 円	9,910,725 円	2,243,552 円	△ 3,313,229 円

<b>ウ 当期剰余金</b>	3,603,667 円	1,589,925 円	6,005,680 円	873,893 円	△ 5,223,661 円
----------------	-------------	-------------	-------------	-----------	---------------

エ 出資金及び出資口数

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
組合員数	22,653人	17,164人	14,737人	13,365人	12,296人
口 数	21,003,131口	18,169,879口	16,710,724口	15,577,542口	14,212,909口
組合員数出資総額	210,031,310円	181,698,790円	167,107,240円	155,775,420円	142,129,090円

オ・カ

財産の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 現金及び預金	287,461,268 円	217,842,717 円	209,644,095 円	199,624,280 円	171,673,744 円
2 金銭の信託	123,006,149 円	173,046,336 円	273,079,709 円	273,116,753 円	273,174,957 円
3 有価証券	470,037,000 円	470,037,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円
4 その他の資産等	64,781,158 円	60,653,784 円	65,261,964 円	62,298,736 円	65,795,053 円
<b>カ 資産合計</b>	945,285,575 円	921,579,837 円	917,985,768 円	905,039,769 円	880,643,754 円
1 共済契約準備金	111,827,563 円	112,507,429 円	113,983,606 円	112,157,084 円	112,021,522 円
ア 支払準備金	1,204,836 円	2,811,563 円	2,482,398 円	1,519,962 円	2,357,136 円
イ 責任準備金	110,622,727 円	109,695,866 円	111,501,208 円	110,637,122 円	109,664,386 円
2 その他の負債等	17,421,297 円	22,192,168 円	26,278,102 円	28,179,612 円	22,789,150 円
<b>負債合計</b>	129,218,860 円	134,699,597 円	140,261,708 円	140,336,696 円	134,810,672 円
1 組合員出資金	210,031,310 円	181,698,790 円	167,107,240 円	155,775,420 円	142,129,090 円
2 法定準備金	327,800,000 円	328,600,000 円	328,950,000 円	330,160,000 円	330,335,000 円
任意積立金・他	265,439,000 円	263,633,798 円	262,349,080 円	260,215,110 円	256,217,899 円
4 当期末処分剰余金	12,766,405 円	12,947,652 円	19,317,740 円	18,552,543 円	17,151,093 円
<b>オ 純資産合計</b>	816,036,715 円	786,880,240 円	777,724,060 円	764,703,073 円	745,833,082 円

3 (2) キ 責任準備金残高

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共済契約準備金	111,827,563 円	112,507,429 円	113,983,606 円	112,157,084 円	112,021,522 円
支払備金	1,204,836 円	2,811,563 円	2,482,398 円	1,519,962 円	2,357,136 円
責任準備金	110,622,727 円	109,695,866 円	111,501,208 円	110,637,122 円	109,664,386 円

3 (2) ケ 有価証券

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国債	10,053,000 円	10,053,000 円	0 円	0 円	0 円
地方債	189,894,000 円	189,984,000 円	70,000,000 円	70,000,000 円	70,000,000 円
社債	270,000,000 円	270,000,000 円	300,000,000 円	300,000,000 円	300,000,000 円
総計	470,037,000 円	470,037,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円

3 (2) サ 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	12,766,405 円	12,947,652 円	19,317,740 円	18,552,543 円	17,151,093 円
当期剰余金	3,603,667 円	1,589,925 円	6,005,680 円	873,893 円	△ 5,223,661 円
当期首繰越剰余金	3,066,758 円	5,552,525 円	10,527,342 円	14,544,680 円	16,377,543 円
事業基盤強化積立金取崩額	5,829,280 円	5,660,202 円	2,462,318 円	1,902,370 円	2,064,565 円
自然災害積立金取崩額	266,700 円	145,000 円	322,400 円	1,231,600 円	403,450 円
剰余金処分数額	7,213,880 円	2,420,310 円	4,773,060 円	2,174,778 円	2,174,778 円
利用分量割戻金	2,413,880 円	570,310 円	2,563,060 円	0 円	458,050 円
法定準備金	800,000 円	350,000 円	1,210,000 円	174,778 円	3,431,000 円
自然災害積立金	4,000,000 円	1,500,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円	1,000,000 円
次期繰越剰余金	5,552,525 円	10,527,342 円	14,544,680 円	16,477,765 円	12,262,043 円

3 (2) シ 職員数

区分	前期末数	当期末数	平均年齢	平均勤続年数
正規職員	2人	2人	45歳	20年
嘱託職員	3人	3人	65歳	4年
臨時職員	2人	4人	53歳	4年
	1人	0人	81歳	4.7年
渉外職員	4人	3人	59歳	21年

3 (2) ス 保有契約高又は正味収入共済金の額

直前4事業年度の事業の種類ごとの実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
火災 共済	契約件数	5,787 件	5,829 件	5,595 件	5204件	4676件
	契約口数	354,549 口	334,758 口	456,448 口	482,337口	455,611口
	契約高	35,454,900,000 円	33,475,800,000 円	45,644,800,000 円	48,233,700,000円	45,561,100,000円
	受入共済掛金	33,154,814 円	31,114,717 円	34,836,913 円	35,334,301円	33,417,460円
受託 共済	契約件数	3,165 件	3,017 件	2,213 件	1,887件	1,803件
	契約口数	353,341 口	338,100 口	214,061 口	167,562口	161,610口
	契約高	35,334,100,000 円	33,810,000,000 円	21,406,100,000 円	16,756,200,000円	16,161,000,000円
	受入共済掛金	27,192,235 円	25,916,640 円	16,424,328 円	12,842,710円	12,387,610円

## 5 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

### (1) リスク管理の体制

## リスク管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌市民共済生活協同組合(以下「組合」という。)のリスクの防止及び損失の最小化を図るため、リスク管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各項に掲げる意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

2 リスクとは、組合に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を有するものをいう。

3 具体的リスクとは、リスクが具現化した次の各号に掲げる事象をいう。ただし、具体的リスクのうち、個人情報保護については、個人情報保護規程(平成18年9月1日施行)その他の関連規程等に定めるところによるものとする。

(1) 信用の危機 不健全な事業運営、欠陥のある情報等による組合のイメージ低下

(2) 財政上の危機 収入の減少、資金運用の失敗等による財政の悪化

(3) 人的危機 労使関係の悪化、役員間の内紛等

(4) 外部からの危機 次に掲げるもの

ア 自然災害 地震、風水害及び雪害等

イ 事故

(ア) 爆発、火災、建物の倒壊等の重大な事故

(イ) 組合の事業に起因する重大な事故

(ウ) 役職員に係る重大な事故

ウ インフルエンザ等の感染症の流行

エ 反社会的勢力からの不法な要求等

(5) その他 前各号に準ずる事象

4 緊急事態とは、前項第4号及び次の各号に定める事件・事象によって、組合又は組合の理事及び監事並びに職員(事務局設置規程第2条に定める職員、平成30年4月1日施行)(以下「役職員」という。)にもたらされた緊迫の事態をいう。

(1) 犯罪

ア 建物の爆発及び放火、役職員の誘拐、脅迫等外部からの不法な攻撃

イ 役職員による背任、横領等の不祥事

(2) 組合の法令違反に伴う官公庁による立入検査

(3) その他 前各号に準ずる事件

(基本的な責務)

第3条 役職員は、業務遂行にあたって法令、組合定款及び規程等に定めるリスク管理に関する規定を遵守しなければならない。

(リスクに関する措置)

第4条 役職員は、具体的リスクを積極的に予想し、適切に評価するとともに、最小の経費で最良の結果が得られるよう、具体的リスクを回避、軽減その他必要な措置を事前に講じなければならない。

2 理事又は監事は、当該業務において予想される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について理事長に意見を述べなければならない。

3 職員は、業務上の意思決定を求めるときは、処務規程(昭和49年4月1日施行)の定めるところに基づき、当該業務において予想される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について意見具申をしなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第5条 役職員は、具体的リスクが発生した場合は、これに伴い生じる組合の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行わなければならない。

2 役職員は、具体的リスクが発生した場合は、直ちに理事長に報告するとともに、具体的リスクの処理について関係職員と協議を行い、理事長の指示に従わなければならない。

3 役職員は、具体的リスクに起因する新たな具体的リスクの発生に備え、前条に規定する措置を講じなければならない。

(具体的リスクの発生に対する処理後の報告)

第6条 役職員は、具体的リスクの発生に対する処理が完了した場合は、処理の経過及び結果についての記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(苦情等への対応)

第7条 役職員は、口頭又は文書等により組合員などから苦情、異議等を受けた場合は、それらが具体的リスクにつながるおそれがあることを認識し、適正に対応するとともに、速やかに上位者に報告し指示を受けなければならない。

2 上位者は、苦情、異議等の重要度を判断し、必要に応じて関係職員と協議の上、対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第8条 役職員は、対外文書の作成にあたっては常にリスク管理を意識し、上位者の指示に従うとともに、その内容が第2条第3項第1号の信用の危機を招くものではないことを確認しなければならない。

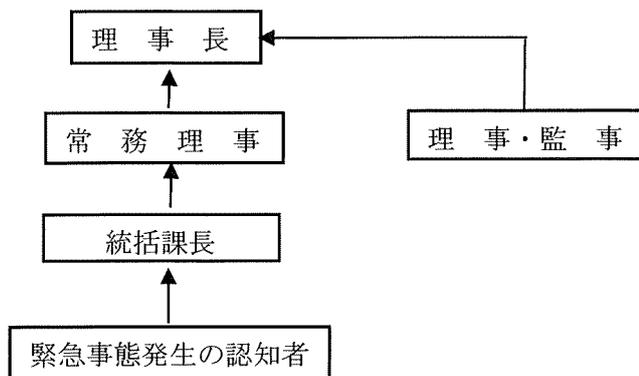
(守秘義務)

第9条 役職員は、この規程に基づくこの組合のリスク管理に関する計画、システム・措置等を立案・実施する過程において知り得たこの組合及びその他の関係者に関する情報については、組合内外を問わず漏えいしてはならない。

(緊急事態発生の通報)

第10条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

2 通報は、原則として次に掲げる経路によって行うものとする。



- 3 通報は、迅速さを優先するものとし、前項の経路で直接の通報先が不在等の場合は、それを超えて次の通報先に行うものとする。
- 4 極めて緊急の場合は、前2項にかかわらず、直接の通報先のみならず、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置を講ずるものとする。
- 5 通報は、随時中間報告を行うものとする。

(情報管理)

第11条 理事長は、緊急事態発生 of 通報を受けた場合は、情報管理を含めたリスク管理上の適切な指示を行うものとする。

(緊急事態発生時の対応)

第12条 役職員は、次の各号に掲げる緊急事態が発生した場合は、各号に定めるところにより対応しなければならない。ただし、次条に規定する緊急対策本部を設置した場合は、同本部の指示に従い対応するものとする。

- (1) 地震、風水害及び雪害等の自然災害
  - ア 人命救助を最優先とする。
  - イ 必要に応じて官公庁に連絡する。
  - ウ 災害対策を強化する。
- (2) 事故
  - ア 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
    - (ア) 人命救助及び環境破壊防止を最優先とする。
    - (イ) 必要に応じて官公庁に連絡する。
    - (ウ) 事故の再発防止を図る。
  - イ 組合の事業活動に起因する重大事故
    - (ア) 組合員、関係者等の安全・保護を最優先とする。
    - (イ) 必要に応じて官公庁に連絡する。
    - (ウ) 事故の再発防止を図る。
  - ウ 役職員に係る重大人身事故
    - (ア) 人命救助を最優先とする。
    - (イ) 必要に応じて官公庁に連絡する。
    - (ウ) 事故の再発防止を図る。
  - エ コンピュータシステムのダウン、誤作動及び不正使用等による重大事故
    - (ア) 早期の機能回復、個人情報の漏えい防止を図る。
    - (イ) 必要に応じて官公庁に連絡する。
    - (ウ) 原因究明と事故の再発防止を図る。
- (3) インフルエンザ等感染症の流行
  - ア 人命救助及び伝染防止を最優先とする。
  - イ 必要に応じて官公庁に連絡する。
  - ウ 予防及び再発防止を図る。
- (4) 犯罪
  - ア 建物の爆発、放火、誘拐、恐喝、脅迫等の不法な攻撃や反社会的勢力からの不当要求
    - (ア) 人命救助を最優先とする。
    - (イ) 不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
    - (ウ) 予防対策の強化を図る。
  - イ 役職員による背任、横領等の不祥事
    - (ア) 真実を明らかにする。
    - (イ) 必要に応じて官公庁に連絡する。
  - ウ 必要に応じて検証委員会を設置する。
    - (エ) 再発防止を図る。
- (5) 組合の法令違反に伴う官公庁による立入検査
  - ア 真実を明らかにする。
  - イ 必要に応じて検証委員会を設置する。
  - ウ 再発防止を図る。
- (6) その他前各号に準ずる緊急事態
  - ア 緊急事態に応じ、前各号に準ずる対応をする。

(緊急対策本部)

第13条 理事長は、重大と認める緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合は、緊急対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

(対策本部の構成)

第14条 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 対策本部長 理事長
- (2) 対策副本部長 常務理事
- (3) 本部員 対策本部長が指名する職員

(対策本部の会議)

第15条 対策本部の会議は、招集後直ちに出席可能な役職員の出席により開催する。

(対策本部の所掌事項)

第16条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認及び分析に関すること。
- (2) 応急措置の決定及び指示に関すること。
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定に関すること。
- (4) 広報及び外部連絡の内容、時期、窓口並びに方法の決定に関すること。
- (5) 組合内連絡の内容及び時期、方法の決定に関すること。
- (6) 指示及び連絡ができないときの代替措置の決定に関すること。
- (7) 対策を実施する上での分担等の決定及び対策の指示並びに実行の確認に関すること。
- (8) その他対策本部として必要と認める事項に関すること。

2 平成30年北海道胆振東部地震に類する大規模地震が発生した場合、若しくは発生が予想される場合は、理事長が別に定める地震対策ガイドラインによるものとする。

(役職員への指示・命令)

第17条 対策本部は、緊急事態を解決するにあたって、必要と認められる場合は、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

2 役職員は、対策本部から指示・命令が出たときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第18条 緊急事態の発生に関して、報道機関から取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を及ぼさない範囲において、取材に応じるものとする。

2 報道機関への対応は、原則として常務理事が対応するものとする。

(届出)

第19条 緊急事態のうち所管官公庁への届出を必要とするものにあつては正確かつ迅速に届出るものとする。

2 所管官公庁への届出は、原則として常務理事が行うものとする。

3 所管官公庁への届出内容については、あらかじめ理事長の承認を得なければならない

(対策本部の解散)

第20条 緊急事態が解決し、かつ再発防止策を講じた場合は、対策本部を解散するものとする。

(理事会への報告)

第21条 理事長は、緊急事態の解決策を実施した場合は、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲戒処分等の有無及びその内容
- (5) 今後の対策方針

(懲戒等)

第22条 理事長は、職員が次のいずれかに該当することとなった場合は、就業規則第46条から第48条(昭和52年5月25日施行)の規定に基づき懲戒処分又は訓告及び嚴重注意することができる。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与したことが明らかなとき。
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予想しながら、その予防策を意図的に講じなかったことが明らかなとき。
- (3) 具体的リスクの解決について、理事長又は対策本部の指示・命令に従わなかったことが明らかなとき。
- (4) 具体的リスクの予防及び発生、解決等についての情報を理事長の許可なく外部に漏らしたことが明らかなとき。
- (5) その他具体的リスクの予防及び発生、解決等において、組合に不都合な行為を行ったことが明らかなとき。

2 役員が前項各号のいずれかに該当することとなった場合の懲戒等の処分については、理事会の議決によるものとする。

(緊急事態通報先一覧表)

第23条 統括課長は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表(以下「一覧表」

2 一覧表は、少なくとも年1回以上点検し必要に応じて修正を行うなど、常に最新のものとするように努めなければならない。

(一覧表の携帯等)

第24条 役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常にその所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条第2号に規定する常務理事については、総代会において常務理事の設置が議決されるまでの間、事務局長が代行するものとする。

- 5 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項  
(2) 法令順守の体制

## コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌市民共済生活協同組合(以下「組合」という。)の倫理規程(令和2年4月1日施行)の理念に則りこの組合が直面する又は、将来直面する可能性のあるコンプライアンス(「法令等の遵守」をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もって組合活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この組合の役員及び職員(事務局設置規程第2条に定める職員、平成30年4月1日制定)、(以下「役職員」という。)は、前条の規定を真摯に受け止め、組合活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先するものとする。

(組織)

第3条 この組合のコンプライアンスにかかわる組織として、以下のものを置くものとする。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス担当職員

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は常勤の理事とし、理事長が任命する。

2 コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会にコンプライアンスの状況について報告しなければならない。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所掌し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有するものとする。

4 コンプライアンス担当理事の役割、権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例対応の総括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、理事長の諮問機関とし設置し、以下の事項について審議等を行うものとする。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況の進行管理
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討

(5) その他、理事長が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長、主幹(総括)及び主査を委員として構成する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、必要の都度委員長の招集により開催するものとする  
(コンプライアンス担当職員)

第7条 コンプライアンスの担当職員は、事務局長及び主幹(総括)(以下「担当者」という。)とする。

2 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス体制及びこの整備に関わる企画の推進並びに総括を所管し、コンプライアンス体制が実効性を上げるための方策や施策等を検討し実施するものとする。

3 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス施策の進捗状況や、その他コンプライアンスに関わる事項をコンプライアンス担当理事及び理事長に、必要に応じて報告するものとする。

(報告・連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又は、そのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当者に報告するものとする。

2 コンプライアンス担当者は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又は、そのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討しコンプライアンス担当理事の承認を得て実施しなければならない。

3 役職員は、第1項にかかわらず緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当者由ることができないときは、コンプライアンス担当理事に直接報告するものとする。

(コンプライアンスのための教育)

第9条 この組合は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの組合の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号に規定する担当理事については、総代会において所要の規定が議決されるまでの間、事務局長が代行するものとする。

## 6 (1) 直近の事業年度における事業の概況

自：令和4年4月 1日

至：令和5年3月31日

貸借対照表（4年度）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金及び預金	199,624,280	共済契約準備金	112,157,084
現金	239,495	支払備金	1,519,962
預貯金	199,384,785	責任準備金	110,637,122
金銭の信託	273,116,753	再共済勘定(未払金)	0
有価証券	370,000,000	業務受託勘定(未払金)	44,399
地方債	70,000,000	その他負債	22,820,253
社債	300,000,000	未払金	1,435,670
再共済勘定(未収金)	31,256	預り金	21,094,583
業務受託勘定(未収金)	0	未払法人税等	290,000
その他資産	4,417,611	引当金	5,314,960
未収還付法人税等	350,565	退職給付引当金	5,314,960
長期前払費用	3,190,650	<b>負債合計</b>	<b>140,336,696</b>
長期積立金	22,438	<b>(純資産の部)</b>	
保証金	10,000	組合員資本	764,703,073
敷金	271,000	出資金	155,775,420
前払費用	532,688	剰余金	608,927,653
仮払金	40,270	法定準備金	330,160,000
業務用固定資産	2,460,938	任意積立金	208,636,617
有形固定資産	893,438	自然災害積立金	51,578,493
無形固定資産	1,567,500	当期末処分剰余金	18,552,543
関係団体等出資金	32,600,000	(うち当期剰余金)	(873,893)
繰延税金資産	22,788,931	<b>純資産合計</b>	<b>764,703,073</b>
<b>資産合計</b>	<b>905,039,769</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>905,039,769</b>

6 (1) 直近の事業年度における事業の概況

自：令和5年4月 1日

至：令和6年3月31日

貸借対照表 (5年度)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金及び預金	171,673,744	共済契約準備金	112,021,522
現金	768,688	支払備金	2,357,136
預貯金	170,905,056	責任準備金	109,664,386
金銭の信託	273,174,957	再共済勘定(未払金)	0
有価証券	370,000,000	業務受託勘定(未払金)	701,345
地方債	70,000,000	その他負債	22,087,805
社債	300,000,000	未払金	1,708,765
再共済勘定(未収金)	0	預り金	20,089,040
業務受託勘定(未収金)	24,000	未払法人税等	290,000
その他資産	2,515,657	引当金	0
未収還付法人税等	381,238	退職給付引当金	0
長期前払費用	611,177	<b>負債合計</b>	<b>134,810,672</b>
長期積立金	0	<b>(純資産の部)</b>	
保証金	0	組合員資本	745,833,082
敷金	770,100	出資金	142,129,090
前払費用	588,632	剰余金	603,703,992
仮払金	164,510	法定準備金	330,335,000
業務用固定資産	6,668,795	任意積立金	203,042,856
有形固定資産	5,431,295	自然災害積立金	53,175,043
無形固定資産	1,237,500	当期末処分剰余金	17,151,093
関係団体等出資金	32,600,000	(うち当期剰余金)	(-5,223,661)
繰延税金資産	23,986,601	<b>純資産合計</b>	<b>745,833,082</b>
<b>資産合計</b>	<b>880,643,754</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>880,643,754</b>

6 (1) 直近の事業年度における事業の概況

自：令和 4年 4月 1日

至：令和 5年 3月31日

損益計算書（4年度）

（単位：円）

科 目		金 額	科 目		金 額
経 常 損	經常収益	80,634,183	経 常 損 益	共済契約準備金繰入額	16,364,348
	共済掛金等収入	42,302,293		支払備金繰入額	1,519,962
	受入共済掛金	35,334,301		責任準備金繰入額	14,844,386
	受入共済金	2,670,479		事業経費	49,591,983
	受入返戻金	23,652		人 件 費	32,574,759
	受入受託手数料	4,273,861		物 件 費	17,017,224
	共済契約準備金戻入額	18,190,870		その他經常費用	0
	支払備金戻入額	2,482,398		雑損失	
	未経過共済掛金戻入額	15,708,472		經常剰余金	2,243,552
	保険代理事業収入	2,266,395		特 別 損 益	特別利益
代理店手数料	2,266,395	特別損失	1,902,370		
資産運用収益	1,724,075	税引前当期剰余金		341,182	
利息及び配当金等収益	1,430,338	法人税等		290,000	
金銭の信託運用収益	293,737	法人税等調整額		△ 822,711	
その他經常収益	16,150,550	当期剰余金		873,893	
受取出資配当金	423,800	当期首繰越剰余金		14,544,680	
その他の經常収益	15,726,750	事業基盤強化積立金取崩額		1,902,370	
益	經常費用	78,390,631	自然災害積立金取崩額		1,231,600
	共済金等支払額	12,434,300	当期未処分剰余金		18,552,543
	支払共済金	5,340,961			
	支払再共済掛金	5,712,846			
	支払返戻金	148,893			
支払自然災害見舞金	1,231,600				

6 (1) 直近の事業年度における事業の概況

自：令和 5年 4月 1日  
至：令和 6年 3月31日

損益計算書 (5年度)

(単位：円)

科 目		金 額	科 目		金 額
経 常 損	経常収益	89,154,829	経 常 損 益	共済契約準備金繰入額	16,228,786
	共済掛金等収入	41,074,642		支払備金繰入額	2,357,136
	受入共済掛金	33,417,460		責任準備金繰入額	13,871,650
	受入共済金	3,499,078		事業経費	62,681,528
	受入返戻金	25,482		人 件 費	36,024,310
	受入受託手数料	4,132,622		物 件 費	26,657,218
	共済契約準備金戻入額	16,364,348		その他経常費用	0
	支払備金戻入額	1,519,962		雑損失	0
	未経過共済掛金戻入額	14,844,386		経 常 剰 余 金 (a)	-3,313,229
	保険代理事業収入	2,106,768		特 別 損 益	特別利益 (b)
代理店手数料	2,106,768	特別損失 (c)	2,818,102		
資産運用収益	1,967,821	税引前当期剰余金 (d) (a+b-c)		-6,131,331	
利息及び配当金等収益	1,698,001	法 人 税 等 (e)		290,000	
金銭の信託運用収益	269,820	法人税等調整額 (f)		-1,197,670	
その他経常収益	27,641,250	当 期 剰 余 金 (A) (d-e-f)		-5,223,661	
受取出資配当金	391,200	当 期 首 繰 越 剰 余 金 (B)		16,377,543	
その他の経常収益	27,250,050	任 意 積 立 金 取 崩 額 (C)		5,593,761	
益	経常費用	92,468,058	事業基盤強化積立金取崩額	2,064,565	
	共済金等支払額	13,557,744	電算費用積立金取崩額	3,529,196	
	支払共済金	6,998,159	自然災害積立金取崩額 (D)	403,450	
	支払再共済掛金	6,003,585	当 期 未 処 分 剰 余 金 (A+B+C+D)	17,151,093	
	支払返戻金	152,550			
支払自然災害見舞金	403,450				

6 (1) 剰余金処分計算書 (R4年度)

令和5年6月12日

(単位：円)

科 目	金 額
<b>1 当期未処分剰余金</b>	<b>18,552,543</b>
(1) 当期剰余金	873,893
(2) 当期首繰越剰余金	14,544,680
(3) 事業基盤強化積立金取崩額	1,902,370
(4) 自然災害積立金取崩額	1,231,600
<b>2 剰余金処分額</b>	<b>2,174,778</b>
(1) 利用分量割戻金	0
(2) 自然災害積立金	2,000,000
(3) 法定準備金	174,778
<b>3 次期繰越剰余金</b>	<b>16,377,765</b>

- (注) 1. 事業基盤強化積立金取崩しは、長期睡眠組合員の整理事業に要した費用を取崩すものです。
2. 次期繰越剰余金には、生協法第51条の4第4項の教育事業等繰越金100,000円が含まれています。

## 6 (1) 剰余金処分計算書 (R5年度)

令和6年6月18日

(単位：円)

科 目	金 額
<b>1 当期未処分剰余金</b>	<b>17,151,093</b>
(1) 当期剰余金	△ 5,223,661
(2) 当期首繰越剰余金	16,377,543
(3) 事業基盤強化積立金取崩額	2,064,565
(4) 電算費用積立金取崩額	3,529,196
(5) 自然災害積立金取崩額	403,450
<b>2 剰余金処分額</b>	<b>4,889,050</b>
(1) 利用分量割戻金	458,050
(2) 法定準備金	3,431,000
(3) 自然災害積立金	1,000,000
<b>3 次期繰越剰余金</b>	<b>12,262,043</b>

- (注) 1. 事業基盤強化積立金取崩しは、長期睡眠組合員の整理事業に要した費用を取崩すものです。
2. 利用分量割戻金は、火災共済掛金の1%相当額です
3. 次期繰越剰余金には、生協法第51条の4第4項の教育事業等繰越金858,000円が含まれています。
4. 法定準備金は、消費生活協同組合法第51条の4第1項に基づき積み立てております。